

## 宮代町議会広報モニター設置要綱

## (設置)

第1条 議会が行う広報・広聴活動の基本となる宮代町議会の広報紙（以下「議会だより」という。）の企画、編集等に対する市民の意見や要望を聴取し、議会だよりの一層の充実を図るため、宮代町議会広報モニター（以下「議会広報モニター」という。）を置く。

## (職務)

第2条 議会広報モニターの職務は、次のとおりとする。

- (1) 発行された議会だよりについて意見を述べること。
- (2) 議会だよりに関するアンケート調査に回答すること。
- (3) 宮代町議会広報モニター連絡会議に出席すること。
- (4) その他議会だよりの充実のために議長が必要と認めること。

## (要件)

第3条 議会広報モニターは、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 18歳以上の町内在住、在勤又は在学する者
- (2) 議会が行う広報、広聴活動に深い関心を持ち、公正な社会的見識を有する者
- (3) 宮代町議会議員でない者
- (4) 宮代町職員でない者

## (定数)

第4条 議会広報モニターの定数は、14人以内とする。

## (任期)

第5条 議会広報モニターの任期は、委嘱の日から2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (申込方法及び委嘱)

第6条 議会広報モニターになることを希望する者は、議長が指定する期日までに宮代町議会広報モニター申込書（別記様式）により議長に申し込むものとする。

2 議長は、前項の申込みをした者のうちから、年齢、地域等を考慮して議会広報モニターを委嘱するものとする。

## (解任)

第7条 議長は、議会広報モニターから辞任の申出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、議会広報モニターを解任することができる。

- (1) 第3条に定める要件を満たさなくなったとき。
- (2) 職務の遂行が困難となる事由が生じたとき。
- (3) 前2号のほか、解任に相当する事由があると認めたとき。

## (意見等の処理)

第8条 議会広報モニターの意見及び回答の検討は、議会広報委員会が行い、企画、編集等に資するものとする。

2 議長は、必要に応じて議会広報モニターの意見及び回答を公表することができる。

3 前項の公表に当たっては、議会広報モニターの氏名を原則公表とする。ただし、本人からの申出があるときは公表しない。

(報酬)

第9条 議会広報モニターの報酬は、無報酬とする。

(連絡会議)

第10条 議長は、議会広報モニターと議会との連絡調整を図るため、必要に応じて宮代町議会広報モニター連絡会議を開催することができる。

(庶務)

第11条 議会広報モニターに関する庶務は、議会事務局において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、議会広報モニターに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、制定の日から施行する。

別記様式（第6条関係）

年 月 日

宮代町議会議長 様

申込者氏名

宮代町議会広報モニター申込書

宮代町議会広報モニターになることを希望するので、下記のとおり申し込みます。

記

(フリガナ) 氏 名	
住 所	
勤務先又は学校名 <small>(町外にお住まいの方はご記入ください)</small>	
連 絡 先	電話 ( ) メールアドレス
生年月日	年 月 日生
職 業	
申し込みをした動機	
氏名の公表について <small>(どちらかに○をお付けください)</small>	可 不可

※個人情報は、議会広報モニターの目的以外に使用しません。